

平成27年3月18日
校長 裁定
一部改正 平成29年1月30日

津山工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する
コンプライアンス推進副責任者の任命について

独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（平成27年1月26日制定機構規則第121号）第6条第3項の規定に基づき、下表のとおりコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命し、担当する業務を定める。

コンプライアンス推進副責任者	担当する業務
事務部長	不正使用の防止を図るためのコンプライアンス教育の実施及び受講状況の管理監督
先進科学系長	各系で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導 (各系に属する教員個人が管理する競争的資金を含む)
機械システム系長	
電気電子システム系長	
情報システム系長	
専攻科長	専攻科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
教養教育推進室長	教養教育推進室で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
図書館長	各施設で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
地域共同テクノセンター長	
総合情報センター長	
実習工場長	
総合支援センター長	
総務課長	各課で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導
学生課長	
技術部長	技術部で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導 (技術部に属する職員個人が管理する競争的資金を含む)

附則（平成29年1月30日）

この裁定は、平成29年4月1日から施行する。